

令和4年4月15日

審査庁

天理市長 並 河 健 様

天理市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 川 崎 祥 記

公文書開示請求に対する決定に係る審査請求について（答申）

令和4年2月3日付け天審第1号で諮問のあった下記の事件について、別紙
のとおり答申します。

記

公文書開示請求に対する決定に係る審査請求についての諮問事件

答 申

第1 審査会の結論

天理市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に提出された資料及び口頭意見陳述から総合的に判断した結果、審査会の結論は以下のとおりである。

天理市長（以下「実施機関」という。）が令和3年10月27日付け天健第301号「公文書一部開示決定通知書」で、「年齢欄」についての記載事項を不開示とした決定は、妥当性があるが、「性別欄」及び「接種月日欄」については、開示することが適当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書の開示請求

審査請求人は、令和3年10月6日、天理市情報公開条例（平成9年12月天理市条例第31号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、条例第9条の規定により、「コロナワクチン接種による死亡例（数）、副反応数及び症状」の開示請求を行った。

なお、対象となる文書について、開示請求後に処分庁及び審査請求人により「予防接種副反応疑い報告一覧」と特定された。

2 実施機関の決定

令和3年10月27日、実施機関は、以下の内容で公文書の一部開示決定を行った。

(1) 開示しない部分

「予防接種副反応疑い報告一覧」のうち、次の①～④への記載事項

① 氏名欄

② 性別欄

③ 年齢欄

④ 接種月日欄

(2) 開示しない理由

条例第6条第2号に該当

⇒ 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるため。

3 審査請求

審査請求人は、令和4年1月20日、上記一部開示決定の処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条の規定に基づき、実施機関に対し、本件処分を取り消し、公開決定を求める審査請求を行った。

4 諮問

令和4年2月3日、実施機関は、条例第14条第1項の規定に基づき、審査会に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張及び意見

別紙「審査請求書」及び「意見書」のとおり。

第4 実施機関の説明

別紙「弁明書」のとおり。

第5 審査会の判断

審査会における審議は、開示請求又は訂正等の請求に対する実施機関の判断の適法性又は不当性について行われるものであり、審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

(1) 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、市民の公文書の開示を請求する権利を明らかにすることによって、市政に関する市民の知る権利の具現化

を図るとともに、市民参加のより公正で開かれた市政を実現し、もって地方自治の本旨に即した市民主体の市政の推進に資することを目的として制定されたものである。

さらに、条例の解釈・運用に当たっては、その第3条に明記されているように、市民の公文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。しかし、この公文書開示請求権も、絶対的で無制限な権利ではなく、条例第6条の規定が置かれていることから明らかなように、この権利と請求された公文書に情報が記載されている個人又は法人その他の団体の権利利益及び公益との調和を図る必要がある。したがって、公文書を開示するかどうかの判断は、あくまでも、請求された公文書に記録されている情報が、条例第6条各号に規定された不開示事項に該当するかどうかによって決せられるべきものである。よって、本審査会は、原則開示の理念に照らし、本件公文書が、上記一部開示決定の理由である条例第6条第2号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

※ 「① 氏名欄」の不開示については争いがないため、審査対象から除外する。

(2) 条例第6条第2号の該当性について

条例第6条第2号の趣旨は、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人に関する情報を不開示としたものである。

そして、個人のプライバシーの概念は、抽象的であり、その具体的な内容や保護すべき範囲が明確でなく、個人情報一度開示されるとその被害回復はほとんど不可能であるため、個人に関する情報については特に慎重を期し、特定の個人が直接的に識別される場合のみならず、特定の個人が他の情報と突合すること等によって間接的に識別され得る情報についても不開示とするとされている。

さらに、どのような基準をもって「識別され得る」と判断するのかに

ついてであるが、様々な裁判例でも用いられる「一般人」を基準とすべきであり、複雑な因果関係を想定することは、開示すべき範囲を著しく狭めることとなり適切ではない。

本件では、新型コロナウイルスに係るワクチン接種の後にその副反応が疑われるとして医師から報告を受けた事例を一覧にまとめた「予防接種副反応疑い報告一覧」の「性別欄」及び「接種月日欄」の記載事項を開示された場合、「氏名欄」に記載されている特定の個人を識別されることの合理的な理由はないと判断した。しかし、「年齢欄」を開示した場合、年齢という個人に関する具体的な情報とワクチン接種による副反応の中でも比較的少数な事例に加え、天理市の人口規模、地域性を鑑みたとき、特定の個人が識別されるおそれがあると判断した。

第6 結論

以上の事実及び理由により、本審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(別紙)

天理市情報公開・個人情報保護審査会審査経過

年 月 日	審 査 経 過
令和4年2月2日	・実施機関（審査庁）から弁明書の写しの提出を受けた。
令和4年2月3日	・実施機関（審査庁）から諮問を受けた。
令和4年3月2日	・審査請求人から口頭意見陳述申立書の提出を受けた。 ・審査請求人から実施機関（処分庁）の弁明書に対する意見書の提出を受けた。
令和4年3月29日	・事案の審議を行った。

天理市情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	所 属	備 考
あおき けいこ 青木 慶子	オフィス・アオキ代表	
あさかわ ちひろ 浅川 千尋	天理大学教授	※欠席
かわさき よしのり 川崎 祥記	弁護士	会長
なかじま たかし 中嶋 崇	アクト経営会計事務所 所長	
にしやま ひろし 西山 博志	奈良テレビ放送株式会社 常務取締役	